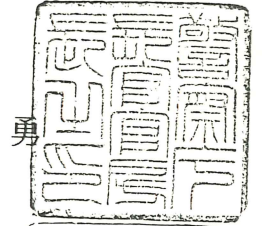


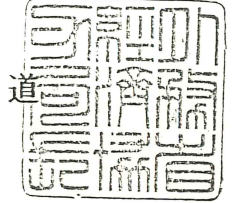
覚 書

警察庁丙企発第 3号
外経協技第35号
昭和62年3月12日

警察庁長官官房長
新 田



外務省経済協力局長
英 正



国際緊急援助隊の派遣に関する法律案（以下「法律案」という。）の国会提出に際し、警察庁及び外務省は、下記の通り了解する。

記

1. 国際緊急援助隊の派遣に要する費用は、国際協力事業団がこれを負担する。
2. 地方公共団体の団体委任事務に係る費用は、当該地方公共団体がこれを負担する
但し、国際協力事業団は、地方公共団体に実質的な財政負担が生じないよう、所要の措置を講じるものとする。
3. 法律案第3条に規定する「勘案し」は外務大臣が主観的に行うものではなく、外務大臣が協議を行う行政機関は客観的に定まるものである。
4. 外務省は、被災国政府等から国際緊急援助隊の派遣の要請があった場合には、法律案第3条に基づき国家公安委員会及び警察庁と協議を行うものとする。